令和8年版
三段対照式

交通実務六法

令和8年4月1日施行の自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入にいち早く対応！

◆交通警察実務研究会　編集◆

●A5判　●2,240頁

●定価4,510円（本体4,100円+税10%）

ISBN978-4-8090-1502-1　C3032　¥4100E

内容現在日
令和7年
10月1日

2色刷

実務で使いやすい
三段対照式

▶「三段対照式」とは？◀
道交法の各条文に対応した
同施行令、施行規則等を
同一ページに登載し、関連が
一目で分かる方式

道路交通法

（乗車又は積載の制限等）
第五七条　車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

道路交通法施行令

（自動車の乗車又は積載の制限）
第二三条　自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。
一　乗車人員（運転者を含む。次条において同じ。）は、自動車（普通自動車で内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するもの（以下この条において「ミニカー」という。）、普通自動車（ミニカーを除く。）又は大型特殊自動車で車体の大きさ及び構造を基準として内閣府令で定めるもの（以下この条において「特定普通自動車等」という。）、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証（道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下この条において同じ。）に記録され、又は保安基準適合標章（道路運送車両法第九十四条の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。）若しくは軽自動車届出済証（道路運送車両法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては二人）をそれぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第二条第二項に規定する締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとする。

道路交通法施行規則

（普通自動車の乗車人員又は積載重量を区分する原動機の大きさ）
第七条の一　令第二十二条第一号の内閣府令で定める大きさは、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとする。
〔本条追加・昭五九総府令五一、旧七条の二を繰下・昭六〇府令三五、旧七条の四を繰下・平六総府令一、本条改正・一二総府令八九、旧七条の七を繰下・平一六内府令九七、七条の一三を繰上・令二内府令七〇〕

（特定普通自動車等）
第七条の一二　令第二十二条第一号の内閣府令で定める普通自動車又は大型特殊自動車は、次に掲げるものとする。
一　三十五キロメートル毎時以上の速度を出すことができない構造の農業用薬剤散布車である普通自動車
二　三十五キロメートル毎時以上の速度を出すことができない構造の農耕作業用自動車である大型特殊自動車
三　車体の大きさが長さ四・七〇メートル以下、幅一・七〇メートル以下、高さ二・八〇メートル以下で、十五キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造の大型特殊自動車（農耕作業用自動車であるものを除く。）
〔本条追加・平八総府令五二、改正・平一二総府令八九、旧七条の八を繰下・平一六内府令九七、旧七条の一四を繰上・令二内府令七〇〕

道路運送車両法

第六〇条　国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。
2　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車に係る前項の規定による自動車検査証の交付は、当該自動車について

路の種類＝道三

（罰則　第一項については第百十九条第一項第六号〔三月以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金〕、第二項については第百二十条第一項第四号〔五万円以下の罰金〕、同条第三項〔五万円以下の罰金〕）

反則金

法定横断等禁止違反			
大型	九千円	普通	七千円
二輪	六千円	原付	五千円
〔令和八年四月一日から施行		原付等	五千円〕

指定横断等禁止違反			
大型	七千円	普通	六千円
二輪	六千円	原付	五千円
〔令和八年四月一日から施行		原付等	五千円〕

点数

法定横断等禁止違反		
一般	酒気帯び（〇・二五未満）	二点
	酒気帯び（〇・二五未満）	一四点

指定横断等禁止違反		
一般		一点
	酒気帯び（〇・二五未満）	一四点

条文ごとに罰則、反則金、違反点数を色刷り登載

詳しい内容は、こちらまで！
東京法令　検索
https://www.tokyo-horei.co.jp/

東京法令出版

正確で迅速な交通実務のための法令集!!

道路交通法改正のポイント

（令和７年６月１日から施行）

○拘禁刑の施行に伴う罰則等の補正（刑法等の一部改正）

（令和８年４月１日から施行）

○自転車等の交通事故防止のための規定の整備

・特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合の通行方法の整備

・罪に当たる行為のうち、重被牽引車以外の軽車両の運転者（16歳未満の者を除く。）がしたものを、反則行為とする。

○その他

・準中型及び普通自動車の運転免許受験可能年齢を17歳６か月に引下げ

○自転車等の運転者による反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額を定めた。（施行令の一部改正）

（令和８年６月15日までに施行）

○放置違反金の弁明の機会の付与の通知の閲覧方法の整備

（令和８年９月１日から施行）（施行令の一部改正）

○横断歩道等の設置方法に係る規定の整備

○自動車の最高速度に係る規定の整備

実務に役立つ関係法令等を新たに登載

○原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示

○特定免許情報の記録等に関する技術的基準

○道路交通法施行規則第17条第２項第３号イ（2）の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令

○国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

目次

第一編　道路交通

○道路交通法

○道路交通法施行令

○道路交通法施行規則

○特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示

○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則　（ほか62件）

第二編　交通安全対策

○交通安全対策基本法

○自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則

○交通政策基本法　（ほか２件）

第三編　道路及び交通施設

○道路法

○車両制限令

○車両の通行の許可の手続等を定める省令

○国土開発幹線自動車道建設法〔抄〕

○道路整備特別措置法〔抄〕

○高速自動車国道法

○高速自動車国道の路線を指定する政令

○一般国道の路線を指定する政令

○幹線道路の沿道の整備に関する法律〔抄〕　（ほか17件）

第四編　道路運送車両

○道路運送車両法

○自動車登録令〔抄〕

○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令

○道路運送車両の保安基準

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示〔抄〕　（ほか10件）

第五編　自動車損害賠償保障

○自動車損害賠償保障法〔抄〕　（ほか３件）

第六編　関係法令

○道路運送法

○旅客自動車運送事業運輸規則

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律　（ほか８件）

第七編　参考資料

申込書

令和８年版 三段対照式 交通実務六法

定価4,510円（本体4,100円+税10%）〔コード132〕

申込　　部

〈送料は実費。税込購入金額5,000円以上はサービス〉

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。　令和　年　月　日

（フリガナ）
お取扱者（自署）　（TEL　－　－　）

〒
お届け先

団体名　部署名　□公用 □私用

個人情報の取扱いについて　東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者

★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
★本人からの保有個人データ又は第三者提供記録の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止の求めに応じます。
★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。
★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式X（旧Twitter）アカウント
@tokyo_horei

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先　東京法令出版株式会社 受注センター
〒381-0022　長野市大豆島3111
FAX　0120-338-923
TEL 0120-338-272
（携帯電話からもお申込みできます。）

会社使用欄								
団体コード				□納品済 □請求済 □領収済	入力印		
得意先コード							
在庫		ラベル		〒		チェック		